

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	川田工業 株式会社	富山県南砺市苗島 4760	1-002915

2. 指名停止措置期間

令和3年3月8日 から 令和3年4月7日 まで 1か月

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事等

4. 事実概要

川田工業(株)及び同社の使用人は、平成31年2月23日に発生した仮索道用鉄塔が倒壊した工事事故について、遅滞なく松本労働基準監督署長に報告すべきところ、令和元年9月11日に至るまで報告を怠ったとして、令和2年11月25日、労働安全衛生法違反により裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第15号(1)に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2 (抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2), (3) (略)	当該認定をした日から 1月以上9月以内